

不知火海 ガザミの採捕禁止（6/1～6/30）

不知火海の熊本県海域において、ガザミ資源の保護を目的に、6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によるガザミの採捕を禁止しています。

漁業者の方だけでなく一般の方も対象ですので、資源保護のため、御理解と御協力をお願いします。

これは、漁業法第120条第1項の規定に基づく天草不知火海区漁業調整委員会指示による規制です。

※有明海では、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により6月1日から6月15日までの間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕が禁止されています。



ガザミは泳ぎが得意で、この時期は抱卵した個体が、水面近くに浮き上がってきます。

雌は、年に数回産卵し、1回当たりの産卵数は、約50万粒から200万粒とされています。

熊本県の遊漁の
ルール・マナー



ガザミの採捕
禁止について



問合せ先

熊本県水産振興課

海区漁業調整委員会事務局

☎ 096-333-2456 FAX 096-382-8511